

官報 号外 平成二十七年七月三日

○ 第百八十九回 参議院会議録第三十号

平成二十七年七月三日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十一号

平成二十七年七月三日

午前十時開議

第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、日程に追加して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

平成二十七年七月三日 參議院会議録第二十号

議事日程追加の件

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

平成二十七年七月三日 參議院会議録第二十号

議事日程追加の件

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

とするとともに、農畜産物の販売等の事業的的確な遂行により利益を上げ、その利益を事業の成長発展を図るための投資や事業利用分量配当に充てるよう努めなければならないこととしております。

加えて、自主的組織としての運営を確保する観

点から、農業協同組合は、事業を行うに当たつて、組合員及び会員に利用を強制してはならないこととしております。

さらに、農業所得の増大に資する責任ある經營を改正する等の法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

○國務大臣(林芳正君) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案の趣旨につきまして御説明申し上げます。

政府においては、農林水産業・地域の活力創造プラン等に基づき、需要フロンティアの拡大、需

要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化等の農政改革を進めてきたところであ

りますが、これらの改革が成果を上げるために政策を活用する経済主体等が積極的に活動で

きる環境を整備していくことが必要不可欠であります。

こうした観点から、平成二十六年六月に閣議決定された規制改革実施計画及び日本再興戦略改訂

二〇一四を踏まえて、農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一體的な見直しを行うこととしたところであります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまし

て御説明申し上げます。

第一に、農業協同組合法の一部改正であります。

まず、農業協同組合の事業運営原則を明確化し、農業協同組合が事業を行うに当たつて農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこ

の最適化の推進に重点を置くことを明確にしております。

次に、農業委員の選出方法について公選制を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を経て任命する方法に改め、農業委員の過半数は、原則として認定農業者でなければならないこととしております。

さらに、農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員会は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進のための活動を行う農地利用最適化推進委員を委嘱することとしております。

また、都道府県知事又は農林水産大臣は、農業委員会相互の連絡調整等の農業委員会の支援業務等を適正かつ確実に行うことができるとの認められ

るもの、都道府県又は全国に一を限つて、農業委員会ネットワーク機構として指定できることと

しております。

第三に、農地法の一部改正であります。

農業の六次産業化を促進する観点から、農地を所有できる法人の要件のうち、役員の農作業従事要件について役員等のうち一人以上の者が農作業に従事すればよいこととともに、議決権要件について農業者以外の者の議決権が総議決権の二分の一未満までよいこととしております。

このほか、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律を改正するとともに、農業倉庫業法を廃止する措置を講ずることとしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に対し、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容

の最適化の推進に重点を置くことを明確にしております。

次に、農業協同組合の事業運営原則を明確化し、農業協同組合が事業を行うに当たつて農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととしており

ます。

まず、農業協同組合の事業運営原則を明確化し、農業協同組合が事業を行うに当たつて農業所

得の増大に最大限の配慮をしなければならないこ

ととしております。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出いたしましたが、衆議院におきまして、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に

対し、政府は、この法律に基づく農業協同組合及び農業委員会に関する制度の改革の趣旨及び内容

の周知徹底を図ることも、組合の事業及び組織の在り方についての当該組合の構成員と役職員との徹底した議論並びに農地等の利用の最適化の推進についての農業の担い手を始めとする農業者その他の方の間での徹底した議論を促すことにより、これらの関係者の意識の啓発を図り、當該改革の趣旨に沿った自主的な取組を促進するものとする規定を追加する修正が行われております。以上、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。野村哲郎君。

〔野村哲郎君登壇、拍手〕

○野村哲郎君 自由民主党の野村哲郎でございます。

自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について質問をいたします。

私は、昭和四十四年から平成十六年まで、三十年間にわたりて鹿児島県農協中央会に奉職し、地域農業の振興、農家組合員の経営安定、農協経営の健全性確保に携わってまいりました。そのような自らの経験と農業現場の実態を踏まえて、さらには、日本の原風景である農村の情景を思いながら、幾つか質問をさせていただきます。そもそも、農業協同組合は、その名のおり組員の相互扶助組織であり、協同組合の発祥は、世界においては、イギリスで設立されたロッチャーデル公正先駆者組合やアメリカのニューハーモン

二一平等村、そしてドイツのライファイゼン信用組合、フランスの労働者協同組合などであると言

われております。我が国においては、二宮尊徳の指導で生まれた報徳社、大原幽学が主導した先祖

株組合が協同組合の發祥と言われております。そ

して、私の地元鹿児島県沖永良部島では、當時流刑されていた西郷隆盛公の指導に基づいて、明治三年に島民の相互扶助組織沖永良部社倉が設立さ

れています。

これらの組織に共通する思想は、独り勝ちする

のではなく、みんなで分かち合うことであり、まさしく協同組合の理念である、一人はみんなのために、みんなは一人のためにという考え方であります。

こうして誕生した協同組合は、時代の変遷を経て、戦後の農地解放とともに、小規模農家の相互扶助組織として農業協同組合が誕生いたしました。現在、農協に対する様々な御意見があることは承知しておりますが、少なくとも地域においては、相互扶助の精神の下、協同組合として組合員の農業経営を支え、地域のインフラとしてその役割を果たしてきたことは紛れもない事実であります。

経営規模が小さく経済力の弱い農家が集まつて農協を組織し、その農協が集まって県組織、全国組織となり、農産物の販売や農業資材の購入において、企業やメーカーとより対等に深い関係で交渉ができるよう取り組んできたのが農協の歴史であります。

一方で、農村地域においては、農業分野だけではなく、信用、共済事業や生活資材の供給、医療福祉などの分野で地域住民の暮らしを支える役割を農協は果たしております。今回の法改正で、その役割がどうなるのか大変心配する声が地方にはあります。特に、過疎化や高齢化の進展で、企業の撤退や廃業によって農協の提供するサービスが最後のとりでとなつております。

今回の改正で新たに設けられたこの七条第二項

もに歩んできたのが農協なのであります。

そこで、林農水大臣は、農業協同組合が歴史的に果たしてきた役割をどう評価されているのか、さらに、今後に期待する農協像について御所見をお伺いしたいと存じます。

次に、衆議院での委員会質疑等を見ますと、農

協改革がどのように農業者の所得増大に結び付くのか、また、全中の一般社団法人化など、単に組織いじりではないか、さらに、職能組合への純化ではないかとの指摘も出ております。

そこで、林大臣から、これらの疑問や懸念について、丁寧に、納得のいく説明をお願いいたします。

次に、改正内容について御質問申し上げます。

今回の改正案では、第七条第二項において、「組合は、その事業を行ふに当たつては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。」との規定を新たに設けてあります。もちろん、農業協同組合である以上、農家組合員の農業経営の安定と所得向上のために最大限の努力をするのは至極当然のことだと思います。

一方で、農村地域においては、農業分野だけでも農協や連合会を代表する機能や総合調整など幅広い役割を果たしてきています。

このようない中央会の果たしてきた役割を考えるとき、今回の農協法改正でどうしても理解できない点があります。それは、都道府県中央会は農協法に定める法人となり、一方、全国農協中央会は農協法に根拠を置く法人ではなく一般社団法人となります。これは、都道府県中央会は農協

法に定める法人となり、一方、全国農協中央会は農協法に根拠を置く法人ではなく一般社団法人となります。これは、都道府県中央会は農協

てきた様々なサービスを制限するものではないと理解しておりますが、農村地域で不安を感じおられる皆さんの心配を払拭するためにも、農水大臣の明快な答弁をお願いいたします。

次に、中央会制度の廃止についてお伺いをいたします。

今回の改正案では、農協法上の中央会制度を廃止し、都道府県の中央会は農業協同組合連合会へ、全国農協中央会は一般社団法人へ組織変更し、監査部門は別法人に移行することとされています。

委員会ネットワーク機構に移行する等となつております。

この法案についても、衆議院の審議の過程で様々な疑問や懸念が指摘されました。したがつて、現場で混乱が生じないよう、きめ細かな対応を行つ必要があると思いますが、林農水大臣の所見をお伺いします。

最後に、一言申し上げたいと思います。

脱皮できない蛇は滅びるとの二ーチエの言葉があります。社会や経済の進展とともに、改革への取組は必要かつ重要なことあります。このため、JAグループでは、自己改革の確実な実践を図るため、十月には全国農協大会を開催し、向こう三年間の取組を組織決定すると聞いています。こうした取組によって、農家の所得向上や地域住民の暮らしを支える組織として、今後ますますJAグループがその役割を果たせるよう、政府も自らのこととして一体となつて取り組むことを切にお願い申し上げ、私の質問を終わります。

〔國務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○國務大臣(林芳正君) 野村議員の御質問にお答えをいたしました。

農協が果たしてきた役割と今後期待する農協の姿についてのお尋ねがありました。農協は、組合員の相互扶助を理念とする農業者の協同組合であり、昭和二十二年に農協法が制定されて以降、小規模で多数の農業者が共同して事業を行うことにより、農産物流通や生産資材の供給などにおいて大きな役割を果たしてきたと考えております。

ピーク時である昭和六十年には、農協の農産物取扱高は農業総産出額の約六割、また、農業の取扱高は出荷金額の約八割を占めておりました。しかしながら、社会経済情勢が変化する中で、農協の農産物販売や生産資材購入における取扱いのシェアは大きく低下してきており、農業者、特に担い手農業者のニーズに十分に応えられているとは言い難い状況にあります。

このため、今回の農協改革では、農協が農業者の協同組織であるという原点に立ち返つて農協システムの見直しを行うこととしております。こうした改革により、地域農協が担い手農業者と力を合わせて農産物の販売力強化等に積極的に取り組み、農業所得の向上により、担い手を始めとする農業者から評価される組織となつていただくことを期待しているものであります。

農協改革と農業者の所得増大との関係についてのお尋ねがありました。安倍内閣においては、農業を成長産業とし、地方創生の核としていくため、農林水産業・地域の活力創造プランに基づき、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化を産業政策の柱とする農政改革を進めてまいりました。

こうした政策が成果を上げるために、これら

の政策面の見直しと併せて、経済主体が政策も活用しながら自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠です。特に、農協改革については、地域農協が意欲ある担い手と力を合わせて創意工夫を発揮し、自由な経済活動を行うことにより、農産物の有利販売に全力投球できるようになります。

農協法第七条第二項の規定の趣旨についてのお尋ねがありました。

今回の改正により新たに規定することとした第七条第二項は、農協は農業者の協同組織であることから、事業を行うに当たつては農業所得の増大に配慮することを求めるものです。一方で、第七条第一項では、従来と同様、農協は准組合員を含めて組合員のために最大の奉仕をする目的とすることを規定しております。したがつて、第七条第二項を規定したからといって、農協が実際に上果たしている地域のインフラとしての機能を制約するようなことはならないと考えております。

中央会の組織変更についてのお尋ねがありまし

にしております。

このため、改正法案では、責任ある経営体制を確立するため、理事の過半数を認定農業者などにするとともに、農業所得の増大に最大限配慮するなど、経営目的を明確化し、選ばれる農協とするため、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定しているところです。

また、連合会、中央会については、地域農協の自由な活動をサポートする観点から見直し、特に中央会については自律的な制度に移行することとしたところです。

今回の改革を契機として、農業者や農協の役職員が徹底した話し合いを行い、役員体制をどうするか、販売方式をどうするか等を検討し実践していくれば、農協はその力を十分發揮し、農業所得の向上につなげていくことができるものと考えております。

一方で、全国中央会については、基本的に都道府県中央会を束ねる組織であり、また、全国監査機構を外出しして監査法人を設立することとしていることから、組織変更後の役割は、会員の意思の代表及び会員相互間の総合調整ということになります。このため、全国中央会については、農協連合会ではなく、会員の相互の支援、交流、連絡などの活動を行う団体の法人形態として一般に広く活用されている一般社団法人へ移行することとしたところであります。

農業委員会法の改正についてお尋ねがありました。

農業委員会法の改正については、衆議院の審議の過程で、公選制を廃止すると地域の代表性が失われてしまうのではないか、農業委員と新設する農地利用最適化推進委員との役割分担はどうなるのかといった指摘があつたところです。

農業委員の選出方法については、今回の改正で、公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に改めることとしておりますが、この際、市町村長は、あらかじめ地域から推薦を求める、また募集を行い、推薦を受けた者及び募集

中央会制度については、地域農協の自立と自由な経済活動を促し、これを適切にサポートするという観点から、自律的な新たな制度に移行することとしたところです。

この中で、都道府県中央会については、地域の農協を直接の構成員とする組織であり、また、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整といった機能のほかに、経営相談、監査といった会員農協が利用する事業を行うことから、農業協同組合連合会に移行することとしたところです。

農協を直接の構成員とする組織であり、また、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整といった機能のほかに、経営相談、監査といった会員農協が利用する事業を行うことから、農業協同組合連合会に移行することとしたところです。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

に応募した者に関する情報を整理、公表し、その結果を尊重して委員を任命しなければならないこととしております。このため、今回の改正後も、農業委員は地域の農業者の代表としての側面を持つており、農業委員会の活動に地域の特性や地元の事情を適切に反映していくことが可能と考えております。

また、農地利用最適化推進委員は、現在の農業委員の機能が、委員会としての決定行為、委員の各地域での活動の二つに分けられることを踏まえ、二つの機能それぞれが的確に機能するようになります。

改正後は、農業委員は合議体としての意思決定を行うこととしており、具体的には、農業委員会に出席して議決権を行使し、農地の権利移動や農地転用の許可に当たって具申すべき意見等を審議することとなります。

これに対し、推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積、集約化や、耕作放棄地の発生防止、解消といった農地等の利用の最適化の推進に関する活動を行うことになります。具体的には、出し手農家に対して農地の貸出しを積極的に働きかけ、農地中間管理機構と連携しながら担い手への集積、集約化等を進めていただしたことになります。

衆議院の御議論では、今回の改正内容が現場でよく理解されていないとの御指摘もあつたところであり、法案を御審議いただき、成立させていただいた際には、現場への周知徹底をしつかりと行つてしまひます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 徳永工リ君。

〔徳永工リ君登壇 拍手〕

○徳永工リ君 民主党・新緑風会の徳永工リです。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について、林農林水産大臣に御質問させていただきます。

私は、会派を代表いたしまして、ただいま議題となりました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案について、林農林水産大臣に御質問させていただきます。

しかし、苦しい中で、北海道の稻作農家は、おいしいお米を作るんだ、そのことを諦めずに、国がやうとしないので、農業協同組合が、組合員である農家から拠出金を集めて道立農業試験場の品種改良のための研究費を支え続け、その結果、きらら三九七が誕生し、次々とおいしい道産米の生産に成功していきました。

さらに、民主党の農業者戸別所得補償制度により、生産コストと販売価格の差額、恒常的な赤字を補填する交付金が大規模層に手厚く交付され、農地の集約が進み、所得も増えたことにより後継者や新規就農者も増え始め、緩やかな構造改革が進み、北海道の農業の現場では着実に政策成果が上がつてきました。

しかし、安倍政権に交代以降、TPP交渉参

加、農地中間管理機構による企業参入の加速化、農業者戸別所得補償制度の廃止、そして、昨年の史上最悪の米価の下落、北海道だけではなく全国各地の稻作農家は所得が大きく減少し、規模拡大に伴う投資による借金返済の見通しも付かず、将来を悲観して自死者も出ています。さらに、今度は、食用米は余っているから、飼料用米、牛や豚の餌を作らせ、一方で、米国からTPPで食用米を大量に追加輸入しようとしています。そして、今回の法改正では、小規模家族経営農家を

守ってきた農家のセーフティネットである農業協同組合、農業委員会、さらに農地まで財界、企業にコントロールさせる仕組みをつくろうとしています。

今回の法改正で、全中を二〇一九年九月末までに一般社団法人とし、全中監査や指導権限が廢止されます。さらには、組合に関する事項について行政庁に意見を述べる建議権もなくなります。となると、一般社団法人となるJA全中は、法改正後、どのような役割を担うことになるのでしょうか。また、JA全中を、なぜ都道府県中央会と同

じようにして、北海道農業は、おなじお米を作るんだ、そのことを諦めずに、国がやうとしないので、農業協同組合が、組合員である農家から拠出金を集めて道立農業試験場の品種改良のための研究費を支え続け、その結果、きらら三九七が誕生し、次々とおいしい道産米の生産に成功していきました。

しかし、これまでの北海道農業は、国策に翻弄されて、これまで農協系統を生産調整政策の推進に使つてきた側面があり、行政の代行的業務を行わせてきました。米の集荷を一手に地域農協が引き受け、その頂点に立つて監査や指導を行つたのがJA全中であります。総理は、全中の強力な指導、監査の下で単位農協の自由な経営が制約されており、中央会制度をなくすことでも、単位農協が経済活動を活発に行い、農業者の所得向上につながると説明しておられます。これまでの国会審議の中で、JA全中によつて単位農協が自由な経営を阻害されてきたという具体的な事例が全く示されておりません。

そもそも、何の根拠もないのになぜ法改正をしなければならないのか、全く理解することができます。全中の監査・指導権をなくすことで、なぜ単位農協の活動が活性化され、農業者の所得向上につながるのか、大臣の納得いく説明を求めます。

今回の法改正で、全中を二〇一九年九月末までに一般社団法人とし、全中監査や指導権限が廢止されます。さらには、組合に関する事項について行政庁に意見を述べる建議権もなくなります。となると、一般社団法人となるJA全中は、法改正後、どのような役割を担うことになるのでしょうか。また、JA全中を、なぜ都道府県中央会と同

じ農業協同組合連合会ではなく一般社団法人に転換する必要があつたのかについても御説明をお願い申し上げます。

農協は、農業者のための協同組合であると同時に、地域のための協同組合でもあります。厚生病院、Aコード、ガソリンスタンド、高齢者福祉施設、葬祭場。人口の少ない地方の町では、採算の取れない事業を農協が引き受け、地域の生活インフラを支えています。准組合員になり利用している人もいますが、病院などは一般の方々も利用しています。

一定の員外利用割合の規制があり、規制に違反しないで利用するには、当面は准組合員になつてもらうことになると思いますが、一方で、改正案は、准組合員の事業の利用状況を法施行後五年掛けて調査、検討するとしています。その結果、組合員よりも准組合員の利用率が高いのだから、組合員でない人も広く利用できるようになります。

政府は、改正案の規定にもあるように、農協の株式会社化を求めかねません。株式会社になれば、採算が取れない事業や支店はいずれ撤退、閉鎖となり、地域の生活インフラ、命綱が失われてしまうことになります。

そもそも、なぜ農業協同組合をその目的、理念が全く異なる株式会社にする道を開いたのか、その理由を伺います。

さらに、改正案は、現行法第八条における組合の目的について、當利を目的として事業を行つてはならないとの文言を削除するとともに、改正案第七条第二項では、組合は農業所得の増大に最大限配慮すべきとの規定を新たに設けています。この改正は、農協は農業者の職能組合に純化し、農

業所得の増大に集中せよとの趣旨と思われます。しかし、農協が組織体として持続する上で適切な利益を求めるることは当然の責務であり、現行法の、農協は當利を目的とせずの文言があつても、これまで何の支障もありませんでした。そして、農協は正組合員と准組合員から構成されており、農業所得の増大を最大の目的とわざわざ規定することは、農協の地域社会への貢献という大きな役割を薄めるとともに、いざれ准組合員制度を廃止するとの考えを示すものではありませんか。

農業委員会についてお伺いいたします。

農業委員は、農地の権利移動についての許認可や、農地転用の業務を中心とした農地行政の執行という極めて重要な機能を担つていてから、公選制を維持してきました。法改正により、公選制を廃止し、市町村長による選任制に変更するとしていません。

政府は、これまで農業委員の多くが無投票で当選し、選挙が形骸化してきたことを理由としています。しかし、それは地域の農業者がこの人ならと信頼していることのあかしであり、公選制をやめる理由にはなりません。選任制で市町村長が適切な人物を選任することはどのように保証されるのでしょうか。

さらに、改正案では、地域に住んでいない人も委員になることができますが、地域との結び付きがない農業委員が地域からの信頼を得ることが果たしてできるのでしょうか。農業者等から推薦及び公募による候補者を求めるとしていますが、定数を超える推薦又は公募があつた場合、最後は市町村長の裁量となります。市町村長の恣意的な選任が行われる可能性は排除できません。市町村長

に何らかの圧力が掛かる場合も考えられます。恣意的な選任が行われれば、農地を守るという農業委員会の使命を果たすことができなくなってしまいます。

公選制を維持するべきだと考えますが、大臣の御見解をお伺いいたします。

改正案では、農業委員を半減し、新たに農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱するとしています。推進委員は現場の活動を担い、農業委員は合議体の決定行為を行うと説明しています。また、推進委員は農地中間管理機構と連携して農地集積業務を行うことが規定されていますが、農業委員にはそうした規定はありません。

なぜ今まで農業委員一本でやつてきたことを二つに分けるのか。政府は推進委員に何を期待しているのでしょうか。農業委員と推進委員の役割分担は明確になっているのでしょうか。法改正により、現場がぎくしゃくとし、混乱が生じる懸念があります。農業委員と推進委員の関係や役割分担がどうなるのか、それぞれの人数はどう決めるのか、分かりやすく御説明ください。

また、推進委員の委嘱に当たっては、農業委員が農業者に対して、候補者の推薦を求める、また募集を行うということですが、具体的にどういう人について推薦を求める、募集するのか、経歴や経験など選ぶ基準は定めるのか、女性の積極的な登用の仕組みは考えるのか。また、推進委員は、どこからの指示で、どういう方法で農地集積のための地域での交渉や調整を行うのかといふことが非常に重要です。

さらに、改正案では、地域に住んでいない人も委員になることができますが、地域との結び付きがない農業委員が地域からの信頼を得ることが果たしてできるのでしょうか。農業者等から推薦及び公募による候補者を求めるとしていますが、定数を超える推薦又は公募があつた場合、最後は市町村長の裁量となります。市町村長の恣意的な選任が行われる可能性は排除できません。市町村長

大変です。政府のイメージする農地利用最適化推進委員はどんな人なのか、具体像をお伺いいたします。

農業生産法人の要件の緩和についてお伺いいたしました。

今回の農地法改正により、農地を所有できる法人、農業生産法人を農地所有適格法人と改め、要件を緩和し、企業の農業参入を一気に進めようとしています。二五%まで限定されていた一般企業の出資比率は五〇%未満まで緩和されることになります。このことによって、資本力のある企業が農地を大規模に買い占める可能性は否定できません。そうなると、農地を奪われた農業者は、企業に雇われなければ農業を続けられないということになります。我が国は農村から農家、農民がいなくなり、農業者は企業の一労働者として、サラリーマンとして働く時代がやってくるということなのでしょうか。

大臣は、利益確保を最優先する企業が農業に参入することで我が国の食料生産と農地を維持できることをお考えですか。企業は農民と違つて、もうからなければやめてしまします。やめてしまえば農地は荒廃します。荒廃した農地は簡単に元には戻らないんです。農業生産法人の要件緩和は、総理がおつしやるような、息をのむような美しい田園風景を壊してしまうことになるのではないかでしょうか。

官邸主導の農業改革、そして今回の法改正の狙いは明らかです。五年後、農協はどうなっているのか、農業委員会はどうなっているのか、農村コミュニティはどうなってしまうのか。政府は、農協組織や農業委員会がこれまで果たしてきた役

割を無視し、悪者に仕立て上げ、農民のこれまでの苦労や努力を踏みにじり、日米の財界の要求に応え、結論ありきで独善的に法改正を行おうとしています。農業、農村に競争と効率、利益最優先の経済至上主義を持ち込もうとしている、この法案が成立すれば、地方創生どころか地方解体、農村崩壊、民主主義の破壊につながります。

我々民主党は、地域そして農民を守り、日本の食料安全保障を確立するために全力で必死で戦い抜くことをお約束し、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(林芳正君) 德永議員の御質問にお答えいたします。

全中の監査権限廃止と農業者の所得向上の関係についてお尋ねがありました。

今回の農協改革は、地域農協が自立して、自由に経済活動を行い、農産物の有利販売など、農業者の所得向上に全力投球できるようにすることを中心据えて、農協システム全体の見直しを行うこととしております。

昭和二十九年に導入された、行政に代わって農協の指導、監査を行う特別認可法人である中央会制度についても、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートするという観点から、自律的な新たな制度に移行することとしております。この一環として、全中監査の義務付けも廃止することとしておりますが、こうした中央会制度の見直しにより、地域農協の役員が従来以上に経営者としての責任を自覚して、農業者のメリットを大きくする

よう、創意工夫して取り組んでいただくことを期待しているものであります。

こうした農協改革と農林水産業・地域の活力創造プランに基づく各種の政策が連動することによって、農業の成長産業化に道筋が付き、農業者の所得向上につながるものと考えております。

中央会の組織変更についてのお尋ねがありました。

中央会制度については、地域農協の自立と自由な経済活動を促し、これを適切にサポートするという観点から、自律的な新たな制度に移行することとしたところです。

この中で、都道府県中央会については、地域の農協を直接の構成員とする組織であり、また、会員の意思の代表、会員相互間の総合調整といった機能のほかに、経営相談、監査といった会員農協が利用する事業を行うことから、農業協同組合連合会に移行することとなりました。

一方で、全国中央会については、基本的に都道府県中央会を束ねる組織であって、また、全国監査機構を外出して監査法人を設立をすることによっていることから、組織変更後の役割は、会員の意思の代表及び会員相互間の総合調整ということになります。このため、全国中央会については、農協法第一條は、農協が農業者の協同組織であることを明記しており、農協は、農業者が農産物の販売や生産資材の調達などの事業を利用することでメリットを受けることを目的として設立する、農業者の職能組合であります。

しかしながら、現在の農協は、信用事業や共済事業に力を入れる一方で、農業者、特に担い手の農業者のニーズに十分応え切れておらず、結果的に、農協の農産物販売や生産資材購入における取扱いのシェアも低下傾向にあるといった問題があります。

農協の株式会社への組織変更についてのお尋ねがありました。

農協は、農業者が自律的に設立する協同組織で

受けたために設立されるものであります。一方で、農協は、過疎化、高齢化等が進行する農村社会において、実際上、地域のインフラとしての側面を持つていても事実であります。しかしながら、農協という組織形態のままで、員外利用規制等により、農業者でない地域住民に対し、地域のインフラとしてのサービスを提供していくことが難しくなることも考えられます。

このため、今回の改正案では、農協がその選択によって、生活購買、ガソリンスタンドなどの事業を分割して、株式会社へと組織変更できるようになります。

農業委員会の選出方法についてのお尋ねがありました。

農業委員会は、農地に関する市町村の独立行政委員会であり、担い手への農地利用の集積、集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止、解消など、地域農業の発展を積極的に進めしていくことが期待をされております。

一方で、農業委員会の活動状況については、地域によって様々であり、平成二十四年のアンケート調査によれば、農業委員会の活動を評価している農業者は三割にすぎず、農地集積などの農家への働きかけが形式的である、遊休農地等のは正措置を講じないなど、農業者から余り評価されることは言い難い状況も見られるところであります。これは、農業委員の四割が兼業農家であり、担い手など農業経営に真剣に取り組んでいる方が主体となつていないと起因する面があると考

えております。

これらを踏まえ、今回の法案では、適切な人物が確実に農業委員に就任するようにするため、公選制から市町村長の選任制に改めることとしているところであります。その際、市町村長は、市町

官 報 (号外)

村議会の同意を得ることに加えて、あらかじめ地域からの推薦を求め、また募集を行い、推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報整理、公表し、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。こういうふうにしておりまして、市町村長が合理的な理由なく恣意的に委員を選任することが困難な制度としているところであります。

農地利用最適化推進委員についてお尋ねがありました。

現在の農業委員会の機能は、委員会としての決定行為、委員の各地域での活動の二つに分けられます。ですが、この二つがそれぞれ的確に機能するようにしていく必要があります。このため、今回の法改正では、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新設することとしております。

改正後は、農業委員は合議体としての意思決定を行うこととしており、具体的には、農業委員会に出席していただいて議決権を行使し、農地の権利移動や農地転用の許可に当たって具申すべき意見等を審議することとなります。

これに対して、推進委員は、自らの担当区域において、担い手への農地利用の集積、集約化や、耕作放棄地の発生防止、解消といった農地等の利用の最適化の推進に関する活動を行うことになります。具体的には、出し手農家に対して農地の貸出を積極的に働きかけ、農地中間管理機構とも連携しながら担い手への集積、集約化等を進めていたことがあります。

農業委員及び推進委員の定数については、政令で其準を定めることとしておりますが、農地利用の最適化の成果を上げることのできる人数を確保

できるよう、今後、適切に検討をしてまいります。

どのような者が農地利用最適化推進委員になるのかとのお尋ねがありました。

現場において農地利用の最適化に向けた推進活動を行つていただくためには、地域の農地所有者や農業者の信頼を得て、農地利用の調整を公正かつ円滑に実施していく能力が必要になってまいります。

このため、そのような能力を有する者が推進委員となることが望ましいと考えているところでございまして、地域からの候補者の推薦や募集により、こういった方が推進委員となるよう工夫をしておられるところであります。

企業の農業参入と農業生産法人の要件緩和についてお尋ねがありました。

企業の農業参入について、平成二十一年の農地法改正でリース方式での参入は完全に自由化をされておりまして、法改正前の約五倍のペースで企業の農業参入が進んでいます。このように、リース方式での企業参入については、農業界、産業界が連携して前向きに推進していける状況にあり、特に担い手の不足する地域において企業がリース方式で参入していただきことを期待をしておるところであります。

また、農地を所有できる法人である農業生産法人については、今回の改革で六次産業化を行いやぐするため、役員の農作業従事要件及び議決権の見直しを行っております。

今回の見直しを行つたとしても、法人の総議決権の過半数は農業者が保有するとともに、役員の過半が加工、販売を含めた農業に常時従事するといふ要件は維持されることから、農業者による経

営支配は確保されており、企業が自由に農地を買収進めることにはならないと考えております。

以上でございます。（拍手）

○議長（山崎正昭君） 若松謙維君。

〔若松謙維君登壇、拍手〕

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。

私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案に対し、林農林水産大臣及び関係閣僚に質問いたします。

現在、主業農家の農業所得は勤労者所得に比べて約三割低く、農業から所得が生まれないという多くの農家の方々の声が聞かれます。我が国の農業は大変厳しい状況に置かれていると断言いたします。こうした状況を開拓し、農業者の所得向上と営農の継続を確保するためには、農業の成長産業化を図る大胆な農業政策の改革を断行し、併せて農業関係組織の改革を行う必要があります。

安倍内閣では、農業を成長産業と位置付けており、農産物の流通、加工、そして輸出の流れを良くすれば成長産業としての可能性を引き出すことができます。その観点から二点伺います。

まず、農地中間管理機構の活用についてであります。

この二十年間で、耕作放棄地は約四十万ヘクタール、滋賀県の面積とほぼ同じ規模に増し、

担い手農家の農地利用は全農地の約五割程度にどまっています。そのため、農地中間管理機構を利用して農地の集積、集約化を進めることは極めて重要です。そのためには、今回の農業委員会改

革で新設した農地利用最適化推進委員が現場で重要な役割を果たすべきであり、そのために必要な複数以上の人数を確保すべきと考えますが、

農林水産大臣の御所見を伺います。

さらに、農業所得の向上のためには、農業者を始めとする農業の現場が経営感覚を向上させ、高

ば、加入を促進し、農家の収入減のリスクを減少させるべきと考えますが、農林水産大臣の御見解を伺います。

さらに、農家のほとんどが農協に加入しておらず、農家は、信用、共済に熱心な現在の農協の姿に不安を持ちつつも、現実問題として農協を頼りにしています。こうした状況で、今回の農協改革の趣旨が現場の農家に十分に伝わっておらず、不安を感じているとの声が多く聞かれます。農業者の不安を解消するため、今回の改革の趣旨及びその内容を現場に丁寧に説明すべきと考えますが、農林水産大臣の御所見を伺います。

次に、農業の成長産業化について伺います。

安倍内閣では、農業を成長産業と位置付けており、農産物の流通、加工、そして輸出の流れを良くすれば成長産業としての可能性を引き出すこと

ができます。そのためには、農地中間管理機構の活用についてであります。

まず、農地中間管理機構の活用についてであります。

この二十年間で、耕作放棄地は約四十万ヘクタール、滋賀県の面積とほぼ同じ規模に増し、

担い手農家の農地利用は全農地の約五割程度にどまっています。そのため、農地中間管理機構を利用して農地の集積、集約化を進めることは極めて重要です。そのためには、今回の農業委員会改

革で新設した農地利用最適化推進委員が現場で重要な役割を果たすべきであり、そのために必要な複数以上の人数を確保すべきと考えますが、

農林水産大臣の御所見を伺います。

さらに、農業所得の向上のためには、農業者を

始めとする農業の現場が経営感覚を向上させ、高

いわゆるナラシ対策制度に加入する際の規模要件を廃止するなど、加入要件が緩和されたのであれ

が必要であり、これらの実現のためには経営の基本である毎月の予算実績管理を実行することは不可欠です。今回の農協等の改革を進める際には、農協自身が予算実績管理を実行すべきです。

国は、農協に農業経営指導力を向上させるためにはどのようなサポートをするお考えでしようか。同時に、昨今の世界的な和食ブームを捉え、日本の農業を成長分野へとつなげるための輸出オールジャパン体制を強化すべきと考えます。農林水産大臣のお考えを伺います。

次に、農協監査について伺います。

地域農業の経営力、国際競争力を高めていくためには、農業者に一番近い農協が適切にリスクを取りながら、農産物販売力の強化、輸出の拡大などで農業者に所得向上的機会を創出していく必要があります。このような事業活動となるために取りながら、農産物販売力の強化、輸出の拡大などで農業者に所得向上的機会を創出していく必要があります。このため、農協の事業に精通し、ノウハウを蓄積してきた農協監査士を活用していくことが重要と考えます。農林水産大臣の御所見を伺います。

また、監査費用は、これまで農協や連合会が負担する賦課金で賄っていましたが、公認会計士監査に移行することで、農協から直接、監査法人に支払うことになります。政府として、今回の監査制度の見直しの中で、農協の実質的負担が増えないよう何らかの措置を講ずるべきと考えますが、農林水産大臣のお考えを尋ねます。

最後に、福島の農業復旧・復興についてお尋ねいたします。東京電力福島第一原発事故から四年が経過しましたが、汚染水対策等の未解決により、福島県農

ない農業従事者にとって非常に厳しい経営環境が続いています。

先日、地元の食材を使って会津料理を提供する貴重な情報発信の場であった都内の店が風評被害に勝てず、閉店を余儀なくされました。風評被害対策は大変重要であり、平成二十七年度以降も継続すべきと考えます。復興大臣及び農林水産大臣の答弁を求めます。

また、風評被害を受けた農業者の経営は厳しい状況にあるため、農業者への融資と既存借入金の返済については、農業者の個々の事情に応じて柔軟に対応すべきと考えますが、農林水産大臣の答弁を求めます。

以上、農業者の声を交えながら、農協法改正について幾つかの質問をさせていただきました。私も公明党は、農業現場を元気にするにはどうしたらよいか、常に現場目線で政策を考えました。本法案の成立によって農業の成長産業化がますます前進することを期待し、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○國務大臣(林芳正君) 若松議員の御質問にお答えいたします。

また、監査費用は、これまで農協や連合会が負担する賦課金で賄っていましたが、公認会計士監査に移行することで、農協から直接、監査法人に支払うことになります。政府として、今回の監査制度の見直しの中で、農協の実質的負担が増えないよう何らかの措置を講ずるべきと考えますが、農林水産大臣のお考えを尋ねます。

最後に、福島の農業復旧・復興についてお尋ねいたします。東京電力福島第一原発事故から四年が経過しましたが、汚染水対策等の未解決により、福島県農

こうした制度の改善点を周知し、ナラシ対策への加入促進を図るため、昨年来、都道府県段階、市町村段階での説明会を開催するとともに、個々の農業者に対する分かりやすいチラシの配布などを取組を行つてあるところであります。

農協改革の現場への説明についてのお尋ねがありました。農業委員会は別に農地利用最適化推進委員会を新設し、担い手への農地の集積や耕作放棄地の発生防止といった各地域における現場活動を農地中間管理機構と連携して積極的に行つていただきたいところであります。

農協は、農村地域において、信用、共済事業を始め様々なサービスを提供しておりますが、特に農産物販売等の農業関連事業において農業所得の増大につながるようしていくことが最も重要であると考えております。

このため、今回の農協改革においては、地域農協がそれぞれの地域の特性を生かして創意工夫しながら自由に経済活動を行い、農産物の有利販売など、農業者の所得向上に全力投球できるようにすること、連合会や中央会は地域農協の自由な経済活動を適切にサポートしていくこととしております。

地域農協が農業者の所得向上に向けた活動を進めていくためには、農業者や農協の役職員が徹底した話しを行い、役員体制をどうするか、販売方式をどうするか、六次産業化や輸出拡大にどう対策を措置しているところであります。

米価等が変動した場合のセーフティーネットとしては、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策を措置しているところであります。このナラシ対策については、昨年の通常国会でこのナラシ対策について、昨年の通常国会でを農業者の方々などに周知し、理解を深めていた

いすれにしても、政府としては、今回の農協改革の趣旨を十分に周知徹底していきたいと考えております。

農林水産物の輸出促進についてのお尋ねがありました。

平成二十五年の和食のユネスコ無形文化遺産登録を追い風に、更に輸出を伸ばしていくため、米や牛肉などの品目別にオールジャパンの輸出体制を確立したところであります。このような体制を積極的に活用して、平成三十二年の輸出額一兆円目標の前倒し達成を目指してまいります。

公認会計士監査への移行に関する農協の負担及び農協監査士の活用についてのお尋ねがありまして、今回の農協改革においては、会計監査については、農協の信用事業をイコールフットティングでないといふ批判を受けることなく安定して継続できることとしているため、信用金庫、信用組合と同様、公認会計士による会計監査を義務付けることとした上で、改正法附則第五十条において、公認会計士監査への移行に関して、政府は農協の実質的な負担が増加するよう配慮することなどを規定しているところであります。

立後に検討していくことになりますが、まずは、これまでの農協の負担がどれくらいかなどを確認し、公認会計士監査となつた場合の負担がどの程度になるかを検証していくことから着手することになるものと考えております。

また、新たに農協に対する監査を行うこととなる公認会計士や監査法人においては、これまで全監査に従事してきた農協監査士のノウハウを活

用することが有効であると考えております。正法附則第五十条においては、農協監査士の活用についても、政府は適切な配慮をするものと規定しているところであります。

福島県産農産品の風評被害対策についてのお尋ねがありました。

福島県が行う福島県産農産物等についての広報活動に対して、復興庁と連携し、平成二十七年度予算額で約十六億円の支援を行っております。

なお、六月二十四日に開催された金閣僚がメンバーとなつてある復興推進会議において、農林水産物等の風評被害対策に必要な事業は、平成二十八年度以降も復興特会で実施する事業と位置付けられたところであります。

原発事故による風評被害を受けた農業者への対応についてのお尋ねがありました。

風評被害を受けている農業者に対しては、日本政策金融公庫による低利の農林漁業セーフティネット資金を活用し、その経営維持に必要な資金繰りを支援しているところです。また、既往の債務についても、被災農業者に対し償還猶予などの措置を適切に講じるよう関係金融機関に要請するとともに、農業者の経営状況に応じて、公的な借換え資金の活用により既往債務の負担の軽減を図っております。

引き続き、これらの措置を活用し、風評被害の影響を受けている農業者の経営状況を踏まえて適切に対応してまいります。

以上です。(拍手)

〔國務大臣竹下亘君登壇、拍手〕

○國務大臣(竹下亘君) 若松議員より、福島県産の農産品の風評被害対策についてのお尋ねがございました。

平成二十六年六月に策定をいたし、先月フォローアップした風評対策強化指針に基づきまして、関係省庁が一丸となって、福島県産米の全袋検査等の放射性物質検査の徹底や、消費者等に分かりやすい情報発信といった取組を行つております。

また、先ほど農水大臣から答弁のございましたとおり、先日、六月二十四日の復興推進会議において、農林水産物等の風評被害対策に必要な事業については、平成二十八年度以降も復興特会で実施するとしてございました。

引き続き、関係省庁と連携をいたし、農産物等への風評被害の払拭に取り組んでまいります。

(拍手)

統できるよう日本政府は外交努力を尽くすべきです。官房長官、農水大臣に答弁を求めます。

安倍総理は、就任後の施政方針演説で、世界で一番企業が活躍しやすい国にすると宣言し、昨年は、四十年以上続いてきた米の減反を廃止しました。

戦後レジームからの脱却、岩盤規制の打破を掲げる安倍総理は、今年、六十年も変わらずに来た仕組みを抜本的に改める、農協、農業委員会の改革を断行すると繰り返しました。

施政方針演説の第一に農政改革を掲げてきたわけですから、本来、この本会議にも総理自ら進んで出席し、説明すべきです。一言申し上げておきます。

まず、農産物の輸入自由化路線について林農水大臣に伺います。

総理は、アメリカ議会上下両院合同会議で、二十年前の農業の開放に反対した、ところが、日本の農業は衰えたと述べました。開放しなかつたから農業は衰退したのでしょうか。

一九八〇年代、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が始ままり、日本はアメリカの圧力に押され、牛肉、オレンジなどを開放しました。九〇年代以後、日本農業の総生産額や農業所得のみならず、兼業所得も加えた農家所得すら低落の一途をたどり、食料自給率も下がり続けました。

既に日本は十分開放された国です。しかも、価格扶持など農業保護政策からの撤退を強引に進めため、日本農業の成長分野である畜産、果樹、稻作は大きな打撃を受けました。昨年は米価暴落で、所得倍増どころか半減などの悲鳴が農家から

上がっています。こうして日本農業を衰退させた歴代自民党農政の責任をどう考へているのでしょうか。その反省もないまま、更に開放を進めるTPP交渉の早期妥結を図ろうとしています。

(号外)

大統領貿易促進権限法、いわゆるTPA法が米国議会で可決されると、総理は、大きな前進だ、日本とアメリカのリーダーシップで早期妥結に力を尽くすと述べました。TPA法の可決を手放しに喜んでいいのでしょうか。TPA法では、農産物貿易について、交渉相手国の関税を合衆国との当該產品と同じかそれより低い水準まで削減する、また、合衆国を不利にするような諸手法を撤廃、例えば遺伝子組換え技術に影響を与えるような表示や制限義務の撤廃を求めています。つまり、アメリカははつきりした目標を示して妥結を迫つてゐるのです。現に、米国通商代表部のフロマン氏は、議会はTPAを通じ高い水準のルールを定めることを期待していると、日本などを牽制する発言を行つています。

これで農產品重要五品目を除外するとした衆参両院の農水委員会決議を守ることができるのですか。自民党の六つの政権公約を守ることができるのですか。甘利TPP担当大臣並びに林農水大臣TPP交渉は、一部の多国籍企業のために各國のルールを変えさせ、主権を脅かすものだからこそ反対世論が広がっているのです。日本農業と地域経済を破壊するTPP交渉からの撤退を求めます。

次に、農政改革について農水大臣にお聞きします。衆議院では、審議するほどに、参考人からも、

地方公聴会でも、政府の答弁は分からぬし、実際にかみ合つていないと疑問が膨らみ、批判が噴出しました。今回の農政改革は、誰のための何のための改革でしょうか。

規制改革会議が昨年五月に公表した農政改革案が出発点になつていて、農業への参入を求める財界は、規制改革会議を足掛かりに、農業関係者の意見も聞かずして改革案をまとめたため、JA全中は抗議の決議を上げました。片や、農協金融の中は、規制緩和を求めるアメリカの在日商工会議所は、日本政府及び規制改革会議と密接に連携し、成功に向けた支援を行うと表明しました。背景に財界とアメリカの要求があることは明らかではありませんか。しかも、全中が自ら改革案を発表すると、当時の農水大臣は、政府の考へとすれどあると圧力を掛けました。農業組織を変える今回の改革案は、日本の農業の土台を破壊するものではありませんか。答弁を求めます。

農協法の改正について質問いたします。

政府案では、組合は営利を目的として事業を行つてはならないとの規定を削除し、農業所得増大に最大限の配慮、高い収益性を実現に変えました。収益性を上げるために、利益は少なくとも農業の将来に必要な分野を切り捨てるところになります。TPP交渉は、協同組合の性格を形骸化させ、営利企業化を求めるものではありませんか。お答えください。

なぜ農協改革が農家の所得を増やすことになるのか、いまだに誰も納得していません。安倍総理は施政方針演説で、農家の所得を増やすための改革だと強弁しましたが、林農水大臣は、この改革だけで農家の所得が増えるとは考えていないと私はあります。

農業委員会の公表を削除することは、JA全中の社団法人化や建議規定の削除と軌を一にした民に関する意見の公表を取り巻く状況に応じて必要な施策を講じてきたものと考えておりますが、近年、生産者の所得の減少や農業従事者の減少、高齢化、耕作放棄地の増加等が進展していることは事実であります。

に答えました。参考人からも、中央会制度を改正すれば農業所得が向上するというのは理解に苦しむと言われています。農水大臣、なぜ農家の所得が増えるのか、改めて具体的に示してください。

准組合員の事業の利用規制の問題も重大です。地域の銀行や商店、病院が減り、農産物の直売所、信用、共済事業、ガソリンスタンド、福祉事業などを行う総合農協が地域住民の生活の支えになっています。准組合員は農協経営や地域経済の支え手となつてゐるのです。利用を規制すれば総合農協の経営は成り立ちません。五年後の見直し規定を入れたのは、財界や大企業が信用、共済事業をビジネスチャンスとして狙つてゐるからではありませんか。しかも、全中が自ら改革案を発表すると、当時の農水大臣は、政府の考へとすれどあると圧力を掛けました。農業組織を変える今回の改革案は、日本の農業の土台を破壊するものではありませんか。答弁を求めます。

農協法の改正について質問いたします。

○国務大臣(林芳正君) 紙議員の御質問にお答えをお尋ねがありました。

本件については、我が国漁業者が操業を継続できよう、安倍総理からブーチン大統領に対しても再三にわたつて働きかけを行うなど外交努力を尽くしてまいりましたが、結果的に法案が成立したことには極めて残念であります。

〔国務大臣林芳正君登壇、拍手〕

○国務大臣(林芳正君) 紙議員の御質問にお答えをお尋ねがありました。

本件については、我が国漁業者が操業を継続できよう、安倍総理からブーチン大統領に対しても再三にわたつて働きかけを行うなど外交努力を尽くしてまいりましたが、結果的に法案が成立したことには極めて残念であります。

○国務大臣(林芳正君) 紙議員の御質問にお答えをお尋ねがありました。

本件については、我が国漁業者が操業を継続できよう、安倍総理からブーチン大統領に対しても再三にわたつて働きかけを行うなど外交努力を尽くしてまいりましたが、結果的に法案が成立したことには極めて残念であります。

官 (号) 外 報 告

る中で、例えば米のように、需要が減少する作物の生産転換が円滑に進められていなかつたこと、稲作のような土地利用型農業の部門においては、担い手への農地集積が遅れたこと、農産物の価格が低迷する中で、農作物の高付加価値化が実現できなかつたこと等の事情があつたと認識しておりますが、こうした状況を一つ一つ克服し、国内農業の活性化を図つていくことこそが農政を預かる者の責任であると認識をしております。

TPP交渉における農林水産委員会決議及び公約の遵守についてのお尋ねがありました。

TPP交渉においては、平成二十五年二月の日米共同声明において、我が国の農産品にはセンシティビティーガーがあること、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められないことが確認されました。これを受け、安倍総理はTPP交渉参加を決断したと承知しており、平成二十四年十二月の衆議院選挙で掲げた公約をたがえないよう交渉を進めておりました。このため、TPP交渉参加に際しては、重要五品目などの確保を最優先することなどが決議されました。TPP交渉に当たっては、この決議が守られたとの評価をいただけけるよう、政府一体となつて全力を尽くしてまいります。

TPP交渉からの脱退についてのお尋ねがありました。

現在、厳しい交渉を行つてゐる中で、交渉からの撤退について言及することは不適切であると考えております。

今回の改革案は誰のための何のための改革なの

かについてのお尋ねがありました。

今回の改革のポイントは、農業者の協同組織で

あるという農協の原点に立ち返り、地域農協が自由に経済活動を行い、農産物の有利販売など、農業者の所得向上に全力投球できるようにすること

であります。

このため、地域農協について、農業者のメリットを大きくできるよう、組合の事業運営原則を明確化し、事業を行うに当たつては農業所得の増大に最大限配慮をしなければならないものとすることで、理事の過半数を認定農業者や、農畜産物の販売や法人の経営に関し実践的な能力を有する者にすること等の改正を行うこととしたところであります。

また、連合会や中央会については、地域農協の自由な活動をサポートする観点から見直すこととしました。

こうした農協改革の検討過程では、与党の検討の場などにおいて、JAグループの関係者のみなさま、個人経営、法人経営を問わず多様な農業者からヒアリングを行つてきたところであり、また、本年二月には、JAグループとも協議を重ね、最終的にJAグループの合意を得た上で農協改革の法制度等の骨格を取りまとめたところであります。

今般の改革は、地域農協が農業者のメリットを大きくするよう、創意工夫して取り組んでいただけを期待しているものであり、アメリカからの要求によるものであるとか、日本の農業の土台を破壊するものといった指摘は全く当たりません。

現行農協法第八条の改正の趣旨についてのお尋ねがありました。

現行第八条の、営利を目的としてその事業を行つてはならないとの規定は、農協は協同組合であるので、株式会社と異なり出資配当を目的として事業を行つてはならないことを意味しているものであります。この趣旨については、現行法第五十二条で出資配当に上限が設けられていることに

よつて担保されており、この点は今回の法改正においても変更しておりません。したがつて、農協の協同組織としての性格には何ら変更はございません。

一方で、現在の、営利を目的としてその事業を行つてはならないとの規定は、そもそも利益を得てはならない、もうけてはいけないと誤った解釈もされがちであります。このため、今回の改正では、この規定を削除し、農協が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すため、組合は、事業の実施に当たり、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないこととするとともに、組合は、農畜産物の販売等において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、その収益で事業の成長発展を図るために投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない旨の規定を追加したところであります。

このため、改正法案では、責任ある経営体制を確立するため、理事の過半数を認定農業者などにするとともに、農業所得の増大に最大限配慮するなど、経営目的を明確化し、選ばれる農協とするため、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定しているところです。

また、連合会、中央会については、地域農協の自由な活動をサポートする観点から見直し、特に中央会については自律的な制度に移行することとしたところです。

今回の改革を契機として、農業者や農協の役職員が徹底した詰合いで話し合いを行い、役員体制をどうするか、販売方式をどうするか等を検討し実践していくことを促しているものではありません。

安倍内閣においては、農業を成長産業とし、地方創生の核としていくため、農林水産業・地域の

活力創造プランに基づき、需要フロンティアの拡大、需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、生産現場の強化を産業政策の柱とする農業改革を進めています。

こうした政策が成果を上げるためには、これらの政策面の見直しと併せて、経済主体が政策も活用しながら自由に経営を展開できる環境を整えていくことが必要不可欠であります。特に、農協改革については、地域農協が意欲ある担い手と力を合わせて創意工夫を發揮し、自由な経済活動を行ふことにより、農産物の有利販売に全力投球できることにしております。

このため、改正法案では、責任ある経営体制を確立するため、理事の過半数を認定農業者などにするとともに、農業所得の増大に最大限配慮するなど、経営目的を明確化し、選ばれる農協とするため、農業者に事業利用を強制してはならないことを規定しているところです。

また、連合会、中央会については、地域農協の自由な活動をサポートする観点から見直し、特に中央会については自律的な制度に移行することとしたところです。

准組合員の事業利用規制についてのお尋ねがありました。

農協は、あくまでも農業者の協同組織であり、正組合員である農業者のメリットを拡大することが最優先です。したがって、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員である農業者へのサービスがおろそかにならぬと考えております。一方で、過疎化・高齢化等が進行する農村社会において、農協が実際に、地域のインフラとしての側面を持つているのも事実であります。

こうした状況を背景として、准組合員の利用規制について議論がされてきたところですが、これまで規制がなかったこともあって、正組合員と准組合員の利用実態が把握できていないこと、今回の農協改革によって農業者の所得向上に向けた成果がどの程度出るか見極める必要があることから、准組合員の利用規制の在り方については、五年前の調査を行った上で決定することとしたところであります。

准組合員の事業利用規制の在り方について調査、検討するのはこのような背景によるものであり、財界や大企業が信用、共済事業をビジネスチャンスとして狙っているからではないかとの御指摘は当たりません。

農業委員の公選制の廃止についてお尋ねがありました。

農業委員会は、農地に関する市町村の独立行政委員会であり、担い手への農地利用の集積、集約化、新規参入の促進、耕作放棄地の発生防止、解消など、地域農業の発展を積極的に進めていくことが期待をされております。

委員会であり、その主たる任務は、担い手への農

地利用の集積、集約化や、耕作放棄地の発生防止、解消といった農地利用の最適化の推進です

が、耕作放棄地が拡大するなど、必ずしも十分に機能していない面があります。

こうしたことから、農業委員会がその主たる業務である農地利用の最適化の推進業務に集中して取り組むことができるようにするため、今般の法案では、意見公表等は法令業務から削除することとしたところです。

また、全国中央会については、地域農協の自由な経済活動を適切にサポートするという観点から、自律的な組織形態である一般社団法人へ移行することとしたところであり、これに伴い建議の規定もなくなります。

法的根拠がなくとも農業委員会や全国中央会は意見公表等を行うことは可能であり、したがつて、今回の改正はTPP反対勢力の弱体化を狙つたものではありません。

米国においてTPA法が成立をした現在、TPP交渉は最終局面を迎えておりまして、国益と国益がぶつかり合う厳しい交渉が続いているところであります。

衆参の農水委員会の決議をしっかりと受け止め、いずれ国会で御承認をいただけるような内容の協定を早期に妥結できるよう、引き続き全力で交渉に当たります。

また、さきの衆議院選挙におきまして自民党は、交渉力を駆使して、守るべきは守り、攻めるべきは攻め、我が党や国会の決議を踏まえ、国益にかなう最善の道を追求するという公約を掲げております。この方針に従つて全力で交渉中です。

交渉が最終局面を迎えている中、交渉からの脱退について言及することは国益の観点からも不適切と考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

農業委員会の意見公表の廃止及び中央会の社団法人化等の趣旨についてのお尋ねがありました。

この法律が発効する二〇一六年一月一日以降、ロシア水域での日本漁船によるサケ・マス流し漁はできなくなりますが、日口間では日口サケ・マ

ス協定は引き続き有効であるとの認識であります。

すなわち、引き続き我が国水域内におけるロシア系サケ・マスの操業は可能と考えております。

日本政府としては、同協定に基づく操業を始めとする日ロの漁業協力につき、引き続き適切に対応してまいります。(拍手)

○國務大臣(甘利明君) TPP交渉についてのお尋ねがありました。

米国においてTPA法が成立をした現在、TPP交渉は最終局面を迎えておりまして、国益と国益がぶつかり合う厳しい交渉が続いているところであります。

○國務大臣(甘利明君) TPP交渉についてのお尋ねがありました。

米国においてTPA法が成立をした現在、TPP交渉は最終局面を迎えておりまして、国益と国益がぶつかり合う厳しい交渉が続いているところであります。

衆参の農水委員会の決議をしっかりと受け止め、いずれ国会で御承認をいただけるような内容の協定を早期に妥結できるよう、引き続き全力で交渉に当たります。

また、さきの衆議院選挙におきまして自民党は、交渉力を駆使して、守るべきは守り、攻めるべきは攻め、我が党や国会の決議を踏まえ、国益にかなう最善の道を追求するという公約を掲げております。この方針に従つて全力で交渉中です。

交渉が最終局面を迎えている中、交渉からの脱退について言及することは国益の観点からも不適切と考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) 日程第一 特許法等の一部を改正する法律案
日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(いずれも内閣提出 衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長吉川沙織君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
○吉川沙織君 登壇、拍手
○吉川沙織君 ただいま議題となりました特許法等の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、特許法等の一部を改正する法律案は、知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行おうとするものであります。
次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、事業者が保有する営業秘密の漏えいの実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定

の新設等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、職務発明制度の見直しを行う必要性及び見直しにより期待される効果、職務発明に係る相当の利益の内容の決定手続に関し経済産業大臣が定める指針の具体的な内容、同指針の策定に当たり産業構造審議会に労働者側代表者を参加させる必要性、営業秘密侵害事案に対する検査体制及び関係省庁間の連携を強化する必要性、今般の法改正による営業秘密侵害行為の抑止力向上に関する効果、法改正の趣旨及び内容について広く関係者等に周知徹底を図るための政府の具体的な取組、中小企業・小規模事業者に対する職務発明規程の整備及び営業秘密の流出防止に関する具体的な支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子理事より両法律案に対する旨の意見が述べられました。
○議長(山崎正昭君) 次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。
まず、特許法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。
〔投票終了〕
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。
本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

官報(号外)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

二百二十

賛成

二百三十

反対

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 興石 東君

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君
	佐々木さやか君	義博君	
	福島みづほ君	河野 明子君	
	杉 久武君	倉林 倉林君	
	田村 智子君	矢倉 克夫君	
	秋野 公造君	周司君	
	平木 大作君	吉田 義子君	
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本	
	芳川謙維君	若林 周司君	
	江島潔君	田村 周司君	
	大門寒紀史君	吉田 昭男君	
	谷合正明君	吉田 昭男君	

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	東君	議長 山崎 正昭君	副議長 興石 東君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君			
	佐々木さやか君	義博君				
	福島みづほ君	河野 明子君				
	杉 久武君	倉林 倉林君				
	田村 智子君	矢倉 克夫君				
	秋野 公造君	周司君				
	平木 大作君	吉田 義子君				
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本				
	芳川謙維君	若林 周司君				
	江島潔君	田村 周司君				
	大門寒紀史君	吉田 昭男君				
	谷合正明君	吉田 昭男君				

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	東君	議長 山崎 正昭君	副議長 興石 東君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君			
	佐々木さやか君	義博君				
	福島みづほ君	河野 明子君				
	杉 久武君	倉林 倉林君				
	田村 智子君	矢倉 克夫君				
	秋野 公造君	周司君				
	平木 大作君	吉田 義子君				
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本				
	芳川謙維君	若林 周司君				
	江島潔君	田村 周司君				
	大門寒紀史君	吉田 昭男君				
	谷合正明君	吉田 昭男君				

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	東君	議長 山崎 正昭君	副議長 興石 東君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君			
	佐々木さやか君	義博君				
	福島みづほ君	河野 明子君				
	杉 久武君	倉林 倉林君				
	田村 智子君	矢倉 克夫君				
	秋野 公造君	周司君				
	平木 大作君	吉田 義子君				
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本				
	芳川謙維君	若林 周司君				
	江島潔君	田村 周司君				
	大門寒紀史君	吉田 昭男君				
	谷合正明君	吉田 昭男君				

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	東君	議長 山崎 正昭君	副議長 興石 東君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君			
	佐々木さやか君	義博君				
	福島みづほ君	河野 明子君				
	杉 久武君	倉林 倉林君				
	田村 智子君	矢倉 克夫君				
	秋野 公造君	周司君				
	平木 大作君	吉田 義子君				
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本				
	芳川謙維君	若林 周司君				
	江島潔君	田村 周司君				
	大門寒紀史君	吉田 昭男君				
	谷合正明君	吉田 昭男君				

議員	吉良よし子君	又市 征治君	山崎 正昭君	東君	議長 山崎 正昭君	副議長 興石 東君
	竹谷とし子君	辰巳孝太郎君	東君			
	佐々木さやか君	義博君				
	福島みづほ君	河野 明子君				
	杉 久武君	倉林 倉林君				
	田村 智子君	矢倉 克夫君				
	秋野 公造君	周司君				
	平木 大作君	吉田 義子君				
	若松 仁比新君	新妻 紙宮本				
	芳川謙維君	若林 周司君				
	江島潔君	田村 周司君				
	大門寒紀史君	吉田 昭男君				
	谷合正明君	吉田 昭男君				

平成二十七年七月三日 参議院議録第三十号

議長の報告事項 特許法等の一部を改正する法律案

文教科学委員会

辞任

武見 敬三君

芝 博一君

田村 智子君

厚生労働委員会

辞任

柘植 芳文君

堀内 恒夫君

那谷屋正義君

補欠
堀内 恒夫君
那谷屋正義君
山下 芳生君

補欠

石井みどり君

吉川ゆうみ君

薬師寺みちよ君

吉川ゆうみ君

薬師寺みちよ君

林 芳正君

吉川ゆうみ君

薬師寺みちよ君

林 芳正君

吉川ゆうみ君

薬師寺みちよ君

吉川ゆうみ君

薬師寺みちよ君

吉川ゆうみ君

同日委員長から次の報告書が提出された。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書
不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第三号)審査報告書

渡辺美知太郎君

経済産業委員会

辞任 二之湯武史君

国土交通委員会

辞任 吉田 忠智君

又市 征治君

環境委員会

特許法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月二日

経済産業委員長 吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

予算委員会

辞任 吉川 ゆうみ君

武見 敬三君

補欠 二之湯武史君

行政監視委員会

辞任 林 芳正君

補欠 二之湯武史君

行政監視委員会

辞任 室井 邦彦君

清水 貴之君

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行おうとするものであり、おむね妥当な措置と認める。

号)審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 職務発明制度の見直しについては、従業者等と使用者等の双方の発明のインセンティブの向上という本見直しの必要性、目的を含め、本改正内容について広く国民に対し周知徹底を図るとともに、特に中小企業における職務発明規程の整備に係る相談・支援体制の充実を図ること。

二 職務発明制度に係る相当の利益については、現行の職務発明制度における法定対価請求権と実質的に同等の権利であることが保障されるとともに、企業による従業者等の研究開発に係るインセンティブを高めるための創意工夫がいかにされるよう経済産業大臣が定める指針において具體例等を示すこと。また、同指針の策定に当たっては、産業構造審議会等の構成員として、労使代表を始め幅広い関係者を参加させるとともに、職務発明制度に係る苦情処理の在り方等について明示するなど、企業の予見可能性と従業者等の処遇との均衡を図るために適切な措置を講ずること。さらに、今後の経済社会情勢の変化等を踏まえ、従業者等のインセンティブへの影響などを本法の運用状況について適宜調査・検証を行い、必要に応じ見直しを行うこと。

三 特許料等の引下げ及びPCT国際出願の料金体系の見直しについては、特許権等の取得・維持に係る中小企業・小規模事業者等の負担軽減が我が国企業の国際競争力及び知財戦略の一層の支援強化を図る上で重要であることに鑑み、附則の見直し期間にかかわらず施行状況を見つめ、適宜検討・見直しを行うこと。

四 知的財産の裾野を拡大する観点から、中小企業の知的財産活動を支援するため、「知財総合支援窓口」の一層の強化拡充を図るとともに、海外展開を指向する中小企業の知的財産の権利化及び模倣品対策に係る支援策の更なる強化を図ること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十七年六月二日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

第一條 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

3 第二項の規定による期間の延長(経済産業省令で定める期間に係るものに限る)は、そ

官報(号外)

の期間が経過した後であつても、經濟産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

第十七条の二第三項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第十八条の二第一項に次のただし書を加える。

第十八条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、第三十八条の二第一項各号に該当する場合は、この限りでない。

第三十五条第二項中「あらかじめ」を「あらかじめ」に、「若しくは特許権を承継させ」を「を取得させ、使用者等に特許権を承継させ」に改め、同条第五項中「前項の対価」を「相当の利益」に、「対価を支払うことが同項」を「相当の利益を与えることが第五項」に改め、「不合理」の下に「である」を加え、「第三項の対価の額」を「第四項の規定により受けるべき相当の利益の内容」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の対価を「相当の利益」に、「対価を」、相当の利益の内容」に、「対価の額の算定」を「相当の利益の内容の決定」に、「対価を支払うことが不合理」を「相当の利益を与えることが不合理である」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、前項の規定により考慮すべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

第三十五条第三項中「若しくは特許権」を「を取得させ、使用者等に特許権に、「対価の支払」を「金銭その他の経済上の利益(次項及び第

七項において「相当の利益」という。」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 従業者等がした職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させる

ことを定めたときは、その特許を受ける権利

は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

第三十六条の二第二項中「一年二月」を「一年四月」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第四項又は前項」に、「第二項」を「第二項本文」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「同項」を「第二項」を「第四項」に、「その理由がなくなつた日から二月以内で同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項を同条第六項とし、同条第二項」を「經濟産業省令で定める期間内に限り、同項に規定する期間の経過後一年以内に限り、同項を同条第五項とし、同項を同条第六項とし、同条第七項」として認定しなければならない。

一 特許を受けようとする旨の表示が明確でないと認められるとき。

二 特許出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が特許出願人を特定できない程度に明確でないと認められるとき。

三 明細書(外国語書面出願にあつては、明細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項の經濟産業省令で定める外国語で記載した書面。以下この条において同じ。)が添付されていないとき(次条第一項に規定する方法により特許出願をするときを除く。)。

4 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定めるところにより、手続の補完に係る書面(以下「手続補完書」という。)を提出しなければならない。ただし、同項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に明細書を提出しなければならない。

5 第三項の規定により明細書について補完をする場合には、手続補完書の提出と同時に第三十六条第二項の必要な書面(外国語書面出

願にあつては、必要な書面でこれに含まれる説明を第三十六条の二第一項の經濟産業省令で定める外国語で記載したもの。以下この条において同じ。)を提出することができる。

6 第二項の規定による通知を受けた者が第三項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、手続補完書を提出したとき

は、その特許出願は、手続補完書を提出したときにしたものとみなす。この場合において、特許出願の日として認定するものとする。

7 第四項ただし書の規定により提出された明細書は願書に添付して提出したものと、第五項の規定により提出された書面は願書に添付して提出したものとみなす。

8 特許出願が前項各号のいずれかに該当するときは、特許を受けようとする者に対し、特許出願について補完をすることができる旨を通知しなければならない。

9 特許を受けようとする者が第二項の規定を受けた者が第三項に規定する期間内にその補完をしないときは、その特許出願を却下することができる。

10 特許を受けようとする者が第二項の規定により通知を受けた前に、その通知を受けた場合に執るべき手続を執つたときは、經濟産業省令で定める場合を除き、当該手続は、その

平成二十七年七月三日 参議院会議録第三十号

通知を受けたことにより執つた手続とみなす。

(先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願)

第三十八条の三 特許を受けようとする者は、

外国語書面出願をする場合を除き、第三十六条

第二項の規定にかかわらず、願書に明細書

及び必要な図面を添付することなく、その者

がした特許出願(外国においてしたもの)を含

む。以下この条において「先の特許出願」とい

う)を参考すべき旨を主張する方法により、

特許出願をすることができる。ただし、その

特許出願が前条第一項第一号又は第二号に該

当する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する方法により特許出願をしよ

うとする者は、その旨及び先の特許出願に関

し経済産業省令で定める事項を記載した書面

を当該特許出願と同時に特許庁長官に提出し

なければならない。

3 第一項に規定する方法により特許出願をし

た者は、経済産業省令で定める期間内に、當

該特許出願に係る願書に添付して提出すべき

明細書及び必要な図面並びに同項に規定する方法における主張に係る先の特許出願に関し経済産業省令で定める書類を提出しなければならない。

4 前項の規定により提出された明細書及び図面に記載した事項が、第一項に規定する方法における主張に係る先の特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(当該先の特許出願が、外国語書面出願である場

特許法等の一部を改正する法律案

合にあつては外国語書面、外国においてしたものである場合にあつてはその出願に際し提交した書類であつて明細書、特許請求の範囲又は図面に相当するものに記載した事項の範囲内にない場合は、その特許出願は、前条の規定にかかわらず、前項の規定により明細書及び図面を提出した時にしたものとみなす。

5 第三項の規定により提出された明細書及び図面は、願書に添付して提出したものとみなす。

6 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の通知等)

第三十八条の四 特許庁長官は、特許出願日の認定に際して、願書に添付されている明細書又は図面(外国語書面出願にあつては、明

細書に記載すべきものとされる事項を第三十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する場合であつて、その補完に係る手続補完書を第三項の規定により明細書等補完書を提出した後に出願したときは、その特許出願は、前項の規定にかかわらず、当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす。

2 前項の規定による通知を受けた者は、経済

産業省令で定める期間内に限り、明細書又は図面について補完をすることができる。

3 前項の規定によりその補完をするには、経済産業省令で定めるところにより、明細書又は図面の補完に係る書面(以下この条において「明細書等補完書」という)を提出しなければならない。

4 第一項の規定による通知を受けた者が第二項に規定する期間内にその補完をしたときは、その特許出願は、第三十八条の二第一項又は第六項の規定にかかわらず、明細書等補完書を提出した時にしたものとみなす。ただし、その補完が第四十一条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)若しくは第四十一条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係るものであつて、かつ、前項の規定により提出した明細書等補完書に記載した内容が経済産業省令で定める範囲内にあるときは、この限りでない。

5 第二項の補完をした特許出願が、第二十八条第一項第一号又は第二号に該当する場合であつて、その補完に係る手続補完書を第三項の規定により明細書等補完書を提出した後に出願したときは、その特許出願は、前項の規定にかかわらず、当該手続補完書を提出した時にしたものとみなす。

6 第二項の規定によりその補完をした明細書又は図面は、願書に添付して提出したものと

みなす。

7 第二項の補完をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第三項の規定により提出した明細書等補完書を取り下げることができる。

8 前項の規定による明細書等補完書の取下げがあつたときは、その補完は、されなかつたものとみなす。

9 第三十八条の二第九項の規定は、第一項の規定による通知を受ける前に執つた手続に準用する。

10 前各項の規定は、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項又は第二項の規定による出願の変更に係る特許出願及び第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、適用しない。

11 第四十三条第七項中第一項の規定による優先権の主張をした者が「第七項又は」に「を提出した」を「の提出があつた」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項に規定する書類又は前項に規定する書類を提出する者」を「第六項の規定による通知を受けた者」に、「より第二項」を「より前項」に、「その書類又は書類を提出する」を「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書類を提出する」に改め、「同項又は」を削り、「その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に

同項に規定する書類又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許

産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面を特許

7 前項の規定により取り下げたものとみなされた国際特許出願の出願人は、第四項に規定する期間内に特許管理人の選任の届出をすることができなかつたことについて正当な理由があるときは、經濟産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ることができる。

7 第四項又は前項の規定によりされた届出は、第二項に規定する期間が満了する時にさえた届出とみなす。

7 第百七条第一項の表下欄中「二千三百円」を「三千百円」に、「七千百円」を「六千四百円」に、「一万九千三百円」に、「五千四百円」を「六万九千六百円」を「五万五百円」に、「四千八百円」を「四千三百円」に改める。

7 第百八条第四項中「規定する期間」の下に「前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間」を加え、「同項」を「第一項」に改めることとする。

7 第百八条第四項中「規定する期間」の下に「前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間」を加え、「同項」を「第一項」に改めることとする。

7 第百八条第四項中「規定する期間」の下に「前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間」を加え、「同項」を「第一項」に改めることとする。

7 第百八条第四項中「規定する期間」の下に「前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間」を加え、「同項」を「第一項」に改めることとする。

7 第百八十四条の十一第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第八項

とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第百八十四条の十一第四項中「前二項」を「第二項から前項まで」に改め、同項を同条第八項

とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

七 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るもの)を請求する者	一件につき四千二百円
八 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る)を請求する者	一件につき六万八千円

(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「利害関係人」を「特許料を納付すべき者以外の者」に改める。

別表中第十号を第十一号とし、第四号から第九号までを「一號ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第三項の規定による期間の延長を請求する者	一件につき四千二百円
--	------------

(意匠法の一部改正)

第三条 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改め、「三月」との下に

「同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」とを加える。

4 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ができる。

4 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ができる。

4 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ができる。

4 前項の規定による通知を受けた者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、特許管理人を選任して特許庁長官に届け出ができる。

係人は、納付すべき者が現に利益を受ける限度においてその費用の償還を請求することができる。

第四十四条第一項中「前条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項」を「第四十三条第二項」に、「さかのばつて」を「遡つて」に改める。

第四十五条中「第一百十条(利害関係人による特許料の納付)及び」を削る。

第六十条の十第一項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第六項及び第七項」を「第八項及び第九項」に、「とあるのは」、「とあるのは」に改め、「期間内」との下に「同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「前項」とあるのは「同項」とを加える。

第四十三条の二 利害関係人は、納付すべき者の意に反しても、登録料を納付することができる。

第六十八条第一項中「から第五条まで」を

「第四条並びに第五条第一項及び第二項」に、「第一百二十二条第一項」を「第四十六条の二第一項第三号、第八条第一項、第一百二十二条第一項又は第一百七十三条第一項」に、「第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第四十九条第一項又は同法第五十八条第一項において準用第一項又は同法第五十八条第一項において準用第一項若しくは第四十七条第一項」を「第四十三条第一項、第四十六条第一項若しくは第四十七条第一項又は同法第五十八条第一項において準用第一項若しくは第四十七条第一項」に改める。

(商標法の一部改正)

第四条 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「次項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「前項に規定する」を「前項の規定により証明書を提出することができる」と改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 証明書を提出する者が前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、その証明書を特許庁長官に提出することができる。

第十三条第一項中「第六項及び第七項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、「同条第二項中」の下に「明細書 特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面」とあるのは「商標登録を受けようとする商標及び指定商品又は指定役務を記載したもの」と、「三月」との下に「同条第七項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつて

も」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「經濟産業省令で定めるところにより、同項に規定する書類」と、同条第八項中「第六項の規定による通知を受けた者は」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類を提出する者」と、「その書類又は書面」とあるのは「その書類」と、同条第九項中「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは「第二項に規定する書類」とを加える。

第二十条第三項中「その期間の経過後六月以内」を「經濟産業省令で定める期間内」に改め。第二十一條第一項中「その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内」を「經濟産業省令で定める期間内」に改め。第二十二條第一項及び第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に改め。同条第五項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条第六項を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納する場合に準用する。この場合において、第五項中「第一項」とあるのは、「第七項」と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第二項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

3 登録料を納付すべき者は、第一項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつて

4 登録料を納付すべき者がその責めに帰することができない理由により、前項の規定によることとができる。前項の規定によることとできない場合は、登録料を納付することができる。

4 前期分割登録料を納付することができる。前項の規定により前期分割登録料を納付することができない理由により、前項の規定により前期内に前期内に後期分割登録料を納付することができないときには、前項の規定により前期内に後期分割登録料を納付することができないときには、同項の規定にかかるわざず、その理由がなくなつた日から十四日(在例外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

4 前期分割登録料を納付すべき者は、後期分割登録料を納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付する。前五年までに納付すべき登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

5 第一項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料(以下「後期分割登録料」という。)を納付する。前五年までに後期分割登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内に後期分割登録料を追納することができる。

6 前項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び第四十三条规定の割増登録料の納付がなかつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日に遡つて消滅したものとみなす。

第四十一条の三を第四十一条の五とし、第四十一条の二の次に次の二条を加える。
(後期分割登録料等の追納による商標権の回復)

3 前期分割登録料を納付すべき者は、前期分割登録料を納付すべき期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつて

ても、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、前項の規定により前期内に後期分割登録料を納付することができる。前項の規定により前期内に後期分割登録料を納付することができない理由により、前項の規定により前期内に後期分割登録料を納付することができないときには、前項の規定により前期内に後期分割登録料を納付することができないときには、同項の規定にかかるわざず、その理由がなくなつた日から十四日(在例外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその登録料を納付することができる。

る。

録料及び第四十三条第三項の割増登録料を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による後期分割登録料及び第四十三条第三項の割増登録料の追納があつたときは、その商標権は、存続期間の満了前五年の日の前日の経過の時に遡つて存続していたものとみなす。

3 前二項の規定は、前条第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料及び第四十三条第三項の割増登録料を追納する場合に準用する。

(後期分割登録料等の追納により回復した商標権の効力の制限)

第四十一条の四 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後前条第二項の規定により商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前ににおける次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用

二 第三十七条各号に掲げる行為

2 前項の規定は、前条第三項において準用する同条第二項の規定により回復した商標権の効力について準用する。

第四十二条第一項第二号中「又は第二項」を「又は第七項」に改める。

第四十三条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「同条第二項」を

「同条第七項」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項」を「第四十一条の二第五項(同条第八項において準用する場合を含む。)」に、「第二項」を「第七項」に改める。

第六十五条の三第三項中「その理由がなくなつた日から一月以内にその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

第六十五条の七第一項中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第一項中「四万一千八百円」を「三万三千四百円」に改める。

第六十五条の八第四項中「第一項又は第二項に規定する」を「前項の規定により登録料を納付することができる」に、「これら」を「同項」に、「これらの規定に規定する」を「その」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 登録料を納付すべき者が第一項又は第二項に規定する期間(前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間)内にその登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、経済産業省令で定めるところにより、その登録料を納付することができる。

第六十六条に次の二項を加える。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第五条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「二万八千円」を「次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千円

第六十八条の三十第一項第二号中「三万七千六百円」を「二万八千二百円」に改め、同条第五項中「四万八千五百円」を「三万八千八百円」に改める。

第七十五条第二項第四号中「第四十一条の二第四項」を「第四十一条の二第六項(同条第八項)」を「第四十一条の二第二項」に改める。

附則第三条第三項中「その理由がなくなつた日から二月以内にその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

別表中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条第三項、第十三条第一項において準用する特許法 一件につき四千二百円

第四十三条第七項、第四十一条第三項、第四十一条の二第三項、第六十五条の八第四項又は第七十七条第一項において準用する同法第五条第三項の規定により手続をする者

第六十九条第二項第二号中「第四十一条の二第六項」を「第四十一条の二第二項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合 二万八千円

二 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合 四万五千円

第十八条第二項の表一の項を次のように改め

り商標権が存続していたものとみなされた旨の登録がされる前ににおける次条各号に掲げる行為には、及ばない。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。」を「第

四十一條の二第二項に改める。

第七十七条第二項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第七項」に、「中」できないものの「中」を「第三十八条の二第一項各号」に改め、「できないもの」及び「に該当するものを除く。」を削る。

附則第三条第三項中「その理由がなくなつた日から二月以内にその期間の経過後六月以内」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。

別表中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

において準用する場合を含む。」に改める。

第七十六条第一項第二号中「第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。」を「第

四十一條の二第二項に改める。

一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者 イ 明細書及び請求の範囲が日本語で作成されている場合	一件につき 十四万三千円 円	条約第三条(4)の手数料のうち、国際事務局(条約第二条の)国際事務局をいう。以下同じ。に係るものとして政令で定める金額
口 明細書及び請求の範囲が第三条第一項の経済産業省令で定める外国語で作成されている場合	一件につき 二十二万五千円	経済産業省令で定める外国語で作成される金額
第十八条第二項の表三の項を次のように改める。		
三 国際予備審査の請求をする者 イ 一の項第二欄イに掲げる場合	一件につき 四万八千円 円	条約第三条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものとして政令で定める金額
口 一の項第一欄口に掲げる場合	一件につき 七万七千円	条約第三条(5)の手数料のうち、国際事務局に係るものとして政令で定める金額
(経済産業省設置法の一部改正)		
第六条 経済産業省設置法平成十一年法律第九十九号の一部を次のように改正する。	2 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施行日以後に同条第七項に規定する期間を経過する特許出願については、なお従前の例による。	る外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができるときは、同項に規定する期間を経過している特許出願について適用し、施行日前に旧商標法第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。
第七条第一項第六号中「工場立地法」を「特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)、工場立地法」に改め、「自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)、小型自動車競走法(昭和二十一年法律第二百八号)」を削る。	3 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。	2 新商標法第九条第四項の規定は、施行日前に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願について適用し、施行日前に旧商標法第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、なお従前の例による。
附 則	4 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する商標登録出願について適用し、施行日前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、施行日以後に新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する商標登録出願について適用し、施行日前に旧商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第八項の規定は、施行日以後に新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する新特許法第四十三条第七項に規定する期間を経過する商標登録出願については、なお従前の例による。	3 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。
(施行期日)	5 新特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、施行日前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第二百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。	4 新商標法第十三条第一項において読み替えて準用する旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願については、適用しない。
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	6 新特許法第三十六条の二第二項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。	5 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。
(特許法の一一部改正に伴う経過措置)	7 施行日前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料(施行日前に旧特許法第二百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。	6 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。
第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第五条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一項の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定により特許法等の一部を改正する。	8 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。	7 施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料又は施行日前に納付すべきであった登録料(旧商標法第四十一条の二第一項前段及び第二項前段の規定により登録料を分割して納付する場合の当該登録料を含む)若しくは個別手数料については、なお従前の例による。
第三条 第四条の規定による改正後の商標法(以下この条及び附則第六条において「新商標法」という。)第九条第三項の規定は、施行日前に第四条の規定による改正前の商標法(以下この条において「旧商標法」という。)第九条第二項に規定する期間を経過している商標登録出願について適用する。	9 新商標法第四十一条第三項の規定は、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料については、なお従前の例による。	8 新商標法第三十六条の二第二項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料については、なお従前の例による。
第四条 新特許法第三十六条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料については、適用しない。	10 新商標法第四十一条第一項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に既に納付した登録料若しくは個別手数料については、適用しない。	9 新商標法第四十一条第一項に規定する期間を経過する特許出願については、適用しない。
第五条 第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)の規定により特許法等の一部を改正する。	11 新商標法第四十一条第一項に規定する期間を経過する特許出願については、適用しない。	10 新商標法第四十一条第一項に規定する期間を経過する特許出願については、適用しない。

新商標法第四十一条第四項の規定は、施行日以後に同条第三項に規定する期間を経過する商標登録出願に係る登録料の納付について適用し、施行日前に旧商標法第四十一条第一項に規定する期間(同条第二項の規定による期間の延長があった場合は、延長後の期間)を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、なお従前の例による。

新商標法第四十一条の二第三項の規定は、施行日前に商標登録をすべき旨の査定又は審決の送達があった日から三十日以内(旧商標法第四十一条の二第六項において準用する旧商標法第四十一条第二項の規定による期間の延長があった場合は、延長後の期間内)を経過している商標登録出願に係る登録料の納付については、適用しない。

新商標法第六十五条の八第四項の規定は、施行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があった場合は、延長後の期間)を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、適用しない。

新商標法第六十五条の八第五項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付について適用し、施行日前に旧商標法第六十五条の八第一項又は第二項に規定する期間(同条第三項の規定による期間の延長があった場合は、延長後の期間)を経過している防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利に係る登録料の納付については、

なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下この条において「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料が施行日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

新国際出願法第十八条第二項(同項若しくは第二項)を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に規定する手数料が施行日以前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

新国際出願法第十八条第二項(同項若しくは第七項)を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

(検討)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第七十七条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の規定による

二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

により納付すべきであつた特許料(施行日前に旧特許法第百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。)については、なお従前の例による。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律及び福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第二項」を「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十三条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十四条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十五条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十七条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十八条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第十九条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第二十条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第二十二条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第二十三条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「第四十一条の二第一項若しくは第七項」に改める。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月二日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

經濟産業委員長 吉川 沙織

第一、委員会の決定の理由
本法律案は、事業者が保有する営業秘密の漏洩の実態及び我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、営業秘密の刑事的保護について、営業秘密侵害罪の罰金額の上限の引上げ、その保護範囲の拡大等の

措置を講ずるとともに、民事訴訟における営業秘密の使用に係る推定規定の新設等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上を目的とした本法が実効性の高いものとなるよう、関係省庁間及び官民の緊密な連携を図るとともに、捜査当局においては、適確かつ迅速な取締りを行うために十全な体制の強化・拡充に努めること。また、今後の技術革新、諸外国の制度動向、経済社会情勢の変化等を踏まえ、「営業秘密管理指針」を含む営業秘密の保護の在り方等について不斷の検証、見直しを行うこと。

二 今般の改正が広範多岐にわたること等を踏まえ、本法の内容や意義について、広く国民に周知徹底を行うこと。特に、営業秘密侵害に対する刑事罰の強化に当たっては、事業者及び労働者の間に疑惑や過度の萎縮が生じることのないよう、刑事罰の対象となる具体的行為類型を明確にするとともに、事業者及び労働者の日常業務や正当な行為が処罰対象とならないことを指針等によって明示し、その趣旨・内容について、事業者及び労働者双方に周知を図ること。

また、企業内における営業秘密の取扱いについて

て、労使間の協議等により理解の促進が図られるよう努めること。

三 中小企業の技術が我が国産業競争力の源泉であることを踏まえ、中小企業の保有する営業秘密が不当に流出することのないよう、営業秘密の流出防止対策を強化するとともに、オープ・クローズ戦略を中心とする知的財産戦略について普及啓発を推進し、相談体制の充実等の支援を行うこと。

四 営業秘密を始めとする知的財産の重要性に鑑み、アジアを中心とした新興国に対しても、営業秘密侵害行為に関する取締り強化を積極的に働きかけること。また、新興国における営業秘密保護法制の早急な確立を促すための人材育成等に向けた支援を強化すること。

右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 山崎 正昭殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案
不正競争防止法の一部を改正する法律
不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第十九条」に、「第六条」を「第十二条」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同条第三項中「第十二号又は第十五号」を「第十三号又は第十六号」に改め、同条第三項中「第十二号又は第十五号」を削り、同条第三項中「第十二号又は第十五号」を「第十三号又は第十六号」に改め、同

「第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条)を第八章没収に関する手続等の特例(第三十三条)を第九章没収及び追徴の裁判の執行及び

保全についての国際共助手続等(第三十七条第一項第三十一条)を第三十二条(第三十四条)

に改める。

第四十条 第二条第一項中第十五号を第十六号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 第四号から前号までに掲げる行為(技術上の秘密営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。)を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為(当該物を譲り受けた者(その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。)

第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。)について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(営業秘密を取得する行為に限る。)があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生する物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかなる行為として政令で定める行為(以下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

第五条の二 技術上の秘密(生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。)について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に規定する行為(営業秘密を取得する行為に限る。)があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生する物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかなる行為として政令で定める行為(以下この条において「生産等」という。)をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に規定する行為(営業秘密を使用する行為に限る。)として生産等をしたものと推定する。

第五条第一項中「十年」を「二十年」に改める。

第十九条第一項第一号中「第十三号及び第十五号」を「第十四号及び第十六号」に、「同項第十三号及び第十五号」を「同項第十四号及び第十六号」に改め、同項第二号中「第十五号」を「第十六号」に改め、同項第七号中「第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる」を「第二条第一項第十一号及び第十二号に掲げる」に、「第二条第一項第十号及び第十一号に規定する」を「同項第十一号及び第十二号に規定する」に改め、同号を同項第八号及び第十一号に規定する」を「同項第十一号及び第十二号に規定する」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第二条第一項第十号に掲げる不正競争行為等を次のように改正する。

十五條の規定により同条に規定する権利が消

2	この法律に定めるもののほか、第三十二条の規定による第三者の参加及び裁判に関する手続、第八章に規定する没収保全及び追徴保全に関する手続並びに第九章に規定する国際共助手続について必要な事項(前項に規定する事項を除く。)は、最高裁判所規則で定める。	第十九条の二 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。	第十九条の次に次の二条を加える。 (政令等への委任) 第十九条の二 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。
3	同条第一項中「一千万円」を「二千万円」に改め、同項第七号中「又は前三号の罪」を「若しくは前三号の罪又は第三項第二号の罪(第二号及び前号に規定する手続に係る部分に限る。)」に改め、同項に次の二号を加える。	第三十二条第一項第一号中「第十三号」を「第十号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十号」又は第十一号を「第二条第一項第十一号又は第十二号」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中第一項第二号又は第四号から第七号まで」を「第一項各号(第九号を除く。)・第三項第一号若しくは第二号又は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)」に改め、同項に規定する手続に係る部分に限る。)に当たる開示が介したことを知つて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者	第三十二条第一項第一号中「第十三号」を「第十号」に改め、同項第四号中「第二条第一項第十号」又は第十一号を「第二条第一項第十一号又は第十二号」に改め、同条第七項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中第一項第二号又は第四号から第七号まで」を「第一項各号(第九号を除く。)・第三項第一号若しくは第二号又は第四項(第一項第九号に係る部分を除く。)」に改め、同項に規定する手続に係る部分に限る。)に当たる開示が介したことを知つて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示した者
4	第一項(第三号を除く。)並びに前項第一号(第一項第三号に係る部分を除く。)、第二号及び第三号の罪の未遂は、罰する。	第二十一条に次の二项を加える。 10 次に掲げる財産は、これを没収することができる。	第二十一条に次の二项を加える。 10 次に掲げる財産は、これを没収することができる。
11	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第十四条及び第十五条の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、組織的犯罪処罰法第十四条中「前条第一項各号又は第四項各号」とあるのは、「不正競争防止法第二十一条第一項各号」と読み替えるものとする。	二 前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号(同項第四号から第六号まで又は同条第三項第三号(同条第一項第四号において「特定違法使用行為」という。)をした者が該当する場合を除く。)又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。)に係る部分に限る。)五億円以下の罰金刑	二 前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号若しくは第九号(同項第四号から第六号まで又は同条第三項第三号(同条第一項第四号において「特定違法使用行為」という。)をした者が該当する場合を除く。)又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く。)に係る部分に限る。)五億円以下の罰金刑
12	第十項各号に掲げる財産を没収することができないとき、又は当該財産の性質、その使用的	三 前条第二項 三億円以下の罰金刑	三 前条第二項 三億円以下の罰金刑

号及び第七号並びに第二項第六号」を「同条第二項第六号」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改め、同条第三項中「若しくは第七号又は第二項」を「第七号、第八号若しくは第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く)」、第二項、

第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く)並びに同条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、及び第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)に係る部分に限る)に改める。

当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八條第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一條第十一項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがないもののが、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十三條 組織的犯罪処罰法第十九条の規定は第二十一條第十項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録をする財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

(刑事補償の特例)

第三十四条 債権等の没収の執行に対する刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)による補償の内容については、同法第四条第六項の規定を準用する。

2 第二十一條第十項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、同条第三項中「若しくは第七号又は第二項」を「第七号、第八号若しくは第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く)」、第二項、第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、若しくは第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、又は第四項(同条第一項第一号、第二号、第七号、第八号及び第九号(特定違法使用行為をした者が該当する場合を除く)並びに同条第三項第一号(同条第一項第一号に係る部分に限る)、第二号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)、及び第三号(同条第一項第二号、第七号及び第八号に係る部分に限る)に係る部分に限る)に改める。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第二者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十一條第十項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいふ。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができる。

4 第二十一條第十項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分を禁止することができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定によると認める場合は、組織的犯罪処罰法第四章第一節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

4 第二十一條第十項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察員、警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る)の請求により、前二項に規定する処分をすることはできる。

第三十七条 外国の刑事案件(当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国において行われたとした場合において、当該行為が第二十一條第一項、第三項又は第四項の罪に当たる場合に限る)に関して、当該外国から没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

第八章 保全手続

(追徴保全命令)

(追徴保全命令)

第三十六条 裁判所は、第二十一條第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に關し、同条第十二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができるなくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、

第三十七条 裁判所は、第二十一條第一項、第三項及び第四項の罪に係る被告事件に關し、同条第十二項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができる。

第三十八条

第三十九条

第四十条

一 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われた場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

二 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国裁判所において確定判決を経たとき。

三 没収の確定裁判の執行の共助又は没収のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

四 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によれば共助犯罪について没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

五 没収の確定裁判の執行の共助については要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することのできない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

六 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国への裁判所若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

2 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をするに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴とみなす没収)

第三十八条 第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一条第十項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価

額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができるとする。

(組織的犯罪処罰法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与について、組織的犯罪処罰法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

附則第三条中「新法第三条を「第三条」に改め、同条第一号中「新法第二条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第一号中「新法第二条第一項第十三号」を「第二条第一項第十四号」に改める。

附則第六条中「新法第十四条」を「第十四条」に、新法第一条第一項第二号又は第十三号を「第二条第一項第二号又は第十四号」に改める。

第六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の十一第一項第十号中「第十号又は第十一号」を一部を次のように改正する。

第六十九条の二第一項第四号及び第六十九条の十一第一項第十号中「第十号又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に、「第七号」を「第八号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第七条 弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九号まで及び第十二号から第十五号まで」を「第十号まで及び第十三号から第十六号まで」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に改める。

第八条第三号中「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、「除く。」の下に「第三項若しくは第四項」を加える。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十七年七月二日

国土交通委員長 広田 一

參議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十七年三月三十一日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置」に基づく特例措置によるものであります。同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を請求するものであります。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年六月三十日

參議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 大島 理森

二、特定の外国

北朝鮮

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求める

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法

第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の

三 特定船舶

北朝鮮船籍の全ての船舶

四 入港禁止の期間

平成十八年十月十四日から平成二十九年四月

十三日までの間。ただし、「万景峰九二号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)」については、平成十八年十月十三日から平成二十九年四月十三日までの間。

五 法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあつては、同号に規定する日

なし

六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日

平成十八年十月十四日

七 その他入港禁止の実施に必要な事項

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

一、入港禁止の理由
平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、五月五日に核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一〇九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国は平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

日程第一 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名
阿達 雅志君
青木 一彦君
赤石 清美君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 仁彦君
猪口 邦子君
岩城 光英君
上野 通子君
江島 連子君
潔君
松村 祥史君

二、四名

投票者氏名
愛知 治郎君
赤池 誠章君
有村 治子君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
長谷川 岳君
西田 昌司君
野村 哲郎君
中原 八一君
中泉 松司君
中曾根弘文君
中原 雅治君
豊田 俊郎君
中川 雅治君
鶴保 康介君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯 智君
野上 浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
藤井 基之君
堀井 巍君
舞立 昇治君
松下 新平君
政司君

衛藤 晟一君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
岡田 広君
片山さつき君
木村 義雄君
北川イッセイ君
岸 宏一君
北村 経夫君
小泉 昭男君
古賀友一郎君
鴻池 祥肇君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島田 三郎君
未松 信介君
関口 昌一君
高野光二郎君
滝沢 求君
柘植 芳文君
鶴保 康介君
中西 祐介君
長峯 誠君
二之湯 武史君
野上 浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
藤井 基之君
堀井 巍君
舞立 昇治君
松下 新平君
政司君

官報(号外)

平成二十七年七月三日

參議院會議錄第三十号

投票者氏名

丸川 三木 三宅 宮本 森屋 山崎 山本 吉田 山田 脇谷	珠代君 伸吾君 宏君 周司君 伸吾君 力君 修路君 えり子君 順三君 有田 石橋 通宏君 腹也君 三原じゅん子君
丸川 三木 三宅 宮本 森屋 山崎 山本 吉田 山田 脇谷	珠代君 伸吾君 宏君 周司君 伸吾君 力君 修路君 えり子君 順三君 有田 石橋 通宏君 須治君 三原じゅん子君

丸山 和也君 増子 武志君 溝手 顕正君 森まさこ君
丸山 和也君 增子 武志君 溝手 顕正君 森まさこ君

前田 武志君 柳澤 光美君 沖田 前田 増子 武志君 溝手 顕正君 森まさこ君
前田 武志君 柳澤 光美君 沖田 前田 增子 武志君 溝手 顕正君 森まさこ君

藤本 前川 清成君 牧山ひろえ君
藤本 前川 清成君 牧山ひろえ君

反対者氏名 井上 哲士君
反対者氏名 井上 哲士君

日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律
案(内閣提出 衆議院送付)
賛成者氏名

阿達 雅志君
阿達 雅志君

市田 忠義君
市田 忠義君

二二三名

愛知 治郎君
愛知 治郎君

佐藤 信秋君
佐藤 信秋君

佐藤 正久君
佐藤 正久君

二九

官報(号外)

平成二十七年七月三日 参議院会議録第三十号

投票者氏名

川田	小野	若松	山本	山本	矢倉	新妻	谷合	河野	荒木	蓮	柳田	安井	浜田	牧山	前川	広田	藤末	羽田雄一郎君	西村まさみ君	西村まさみ君	直鳴	正行君	徳永	エリ君	田中	直紀君	櫻井	樺葉賀津也君	小見山幸治君	洋之君	北澤	小西	洋之君	金子	大塚	加藤	敏幸君	耕平君
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----	--------	--------	--------	----	-----	----	-----	----	-----	----	--------	--------	-----	----	----	-----	----	----	----	-----	-----

儀間	光男君	片山虎之助君	東	横山	山口	那津男君	長沢	平木	西田	大作君	佐々木さやか君	竹谷とし子君	佐々木さやか君	秋野	吉川	柳澤	森本	前田	白	林	白	野田	芝	斎藤	郡司	小林	正夫君	元裕君	大野	風間	大野	元裕君	直樹君	貴之君
----	-----	--------	---	----	----	------	----	----	----	-----	---------	--------	---------	----	----	----	----	----	---	---	---	----	---	----	----	----	-----	-----	----	----	----	-----	-----	-----

反対者氏名

○名

糸数	慶子君	慶子君	廣井	主演	渡辺義知太郎君	中西	松沢	中山	江口	山口	田中	山下	井上	辰巳孝太郎君	倉林	寺田	清水	寺田	真山	井上	哲士君	紙	明子君	智子君	吉良よし子君	柴田	藤巻	健史君	巧君													
					又市									芳生君																												
														茂君																												
														和之君																												
														克彦君																												
														成文君																												
														恭子君																												
														健治君																												
														又市																												
														征治君																												
														糸数																												

官 報 (号 外)

平成二十七年七月三日

参議院会議録第三十号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京二番地五号都港五区八ノ門四四五丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本号一部 一一八円